

## 【特定（介護予防）福祉用具購入費支給申請の手引き】

在宅の要介護者・要支援者が指定特定福祉用具販売事業者から特定福祉用具等を購入したときは、市が日常生活の自立を助けるために必要と認める場合に限り、福祉用具購入費が支給されます。

また、申請書には、居宅サービス計画に位置づけられた福祉用具を必要とする理由を記載するか、指定特定福祉用具販売事業者から交付された特定福祉用具販売証明書の添付が必要です。福祉用具を購入する場合は、事前にケアマネジャー（要支援の方は地域包括支援センター）に相談してください。

申請書	介護保険特定（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
添付書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領収証（宛名若しくはただし書きに利用者の氏名が記載されているもの）</li> <li>・カタログの写し</li> <li>・居宅サービス計画を作成していない場合は、指定特定福祉用具販売事業者が記載した福祉用具を必要とする理由が記載された証明書を添付してください。</li> <li>・申請者が被保険者と異なる場合は委任状を、受領委任払いの場合は受領委任払申出書を添付してください。</li> <li>・排泄予測支援機器の購入の場合は、①及び②が必要です。             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 医学的所見の確認についての書面（以下ア～エのいずれか）                 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 介護認定審査における主治医の意見書</li> <li>イ. サービス担当者会議等における医師の所見</li> <li>ウ. 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見</li> <li>エ. 個別に取得した医師の診断書 等</li> </ul> </li> <li>② 排泄予測支援機器 確認調書</li> </ul> </li> </ul>
提出窓口 問い合わせ先	成田市役所 1階 福祉部介護保険課 電話：0476-20-1545
受付時間	8：30～12：00 13：00～17：15 （土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は除く）
標準処理時間	5分

## 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入に関するQ & A

### （１）どのような福祉用具を購入することができますか？

次の１から６の福祉用具が対象ですが、指定特定福祉用具販売事業者からの購入に限られません。

また、福祉用具を購入する場合、居宅サービス計画に位置づける必要があります。福祉用具を購入する場合は、事前にケアマネジャー（要支援１・２の方は包括支援センター）に相談してください。

#### １．腰掛便座（次のいずれかに該当するものに限る）

- ① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
  - ② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
  - ③ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
  - ④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る）
- ※ 差し込み便器、尿瓶は不可

#### ２．特殊尿器

① 尿が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの

#### ３．排泄予測支援機器

① 利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの（専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除く）

※ 給付対象や事前に確認すべき事項などについては、『介護保険最新情報 vol. 1059 「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取り扱いについて」の改正について』をご確認ください。また、購入を検討する際は、事前にケアマネジャーや指定特定福祉用具販売事業者を通して市にご相談ください。

#### ４．入浴補助用具

- ① 入浴用いす      ② 浴槽用手すり      ③ 浴槽内いす      ④ 入浴台
- ⑤ 浴室内すのこ      ⑥ 浴槽内すのこ      ⑦ 介助用ベルト

#### ５．簡易浴槽

① 空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの（硬質の材質であっても使用しないうちに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限る）であって、取水又は排水のために工事を伴わないもの

## 6. 移動用リフトのつり具の部分

- ① 身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること

### (2) 利用の方法は？

償還払いと受領委任払いの2通りの方法があります。償還払い方式は、利用者（要介護被保険者）が販売店に全額を支払った後に申請し、費用の7～9割相当額が支給されるものです。また、受領委任払い方式は利用者が販売店に保険から支給される7～9割相当額を受領を委任することにより、はじめから1～3割相当額の費用負担で済むものです。

### (3) 福祉用具購入費はいくらもらえるのですか？

利用者の要介護状態区分に関わらず、支給限度基準額は、1年（4月から翌年3月まで）で10万円です。このうち保険で支給される福祉用具購入費は7～9割相当額です。同一年度に10万円までは用具の購入が可能ですが、同一種目については1度限りです。

### (4) 申請手続きに必要な書類は？

- ① 介護保険特定（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- ② 領収書

領収書は原則として被保険者名のを添付してください。ただし、実際本人が支払っていないため、被保険者名の領収書が交付されない場合は、ただし書きに「〇〇〇〇様分〇〇代として」と被保険者氏名を記載してもらってください。

- ③ カタログの写し

カタログの写しが無い場合は、メーカー名・型番などを販売店に確認して申請書に記入して下さい。

※ 受領委任払いの場合は、受領委任払申出書が必要です。

### (5) 福祉用具を購入したいのですが、どこで購入できますか？また、福祉用具の購入についての相談はどこでできますか？

千葉県の指定した指定特定福祉用具販売事業者から購入してください。

また、指定特定福祉用具販売事業者には福祉用具の専門相談員が配置されておりますので、福祉用具についての詳しい説明が受けられます。

### (6) 認定申請中ですが、福祉用具購入費の支給は受けられますか？

認定申請後に購入した福祉用具について福祉用具購入費の支給を受けられますが、福祉用具購入費支給申請は、要支援・要介護認定の結果通知が届いてからおこなってください。

※ 認定申請前に購入した福祉用具は福祉用具購入費の支給は受けられません。

**(7) 現在入院中の要介護被保険者ですが、退院の予定が決まっています。退院に備えて福祉用具を購入したいのですが、福祉用具購入費の支給は受けられますか？**

福祉用具を購入することはできますが、退院してから福祉用具購入費の支給申請をしてください。 ※ 入院・入所中の場合は福祉用具購入費支給申請はできません。

**(8) 受領委任払い方式で給付を受けたいのですが、どこの販売店でも取り扱ってもらえるのですか？**

成田市では、受領委任事業者の登録等はおこなっておりませんので、あらかじめ受領委任の取り扱いができるか、指定特定福祉用具販売事業者又はケアマネジャーに確認してください。事業者が受託した場合に限り、受領委任払いによる支給が可能です。

**(9) 過去に介護保険を使って購入したことのある福祉用具を再度購入したい場合、介護保険の適用になりますか？**

原則として、介護保険を使って用途や目的が同じ福祉用具を再購入した場合は、介護保険の適用になりません。

ただし、次の①～③のいずれかに該当し、かつ、市が必要と認めた場合には適用になることもありますので、事前にケアマネジャーを通して市にご相談ください。

- ①破損または故障した場合(部品交換で可能な場合は部品のみ)
- ②身体状態の変化があり、介護の必要の程度が著しく高くなった場合
- ③その他特別の事情がある場合

**(10) 福祉用具には、購入するもののほかにレンタルの福祉用具があるそうですが、どのような福祉用具がありますか？また、レンタルをうけるには、どのような手続きが必要ですか？**

貸与(レンタル)品には、次のようなものがあります。利用には、事前にケアプランを作成する必要があります。また、要介護状態区分や身体の状態によっては認められない福祉用具もあります。ケアマネジャー(要支援1・2の方は地域包括介護支援センター)に相談してください。

1. 車いす

① 自走用標準型車いす    ② 普通型電動車いす    ③ 介助用標準型車いす

2. 車いす付属品

① クッション又はパッド    ② 電動補助装置    ③ テーブル    ④ ブレーキ

3. 特殊寝台

4. 特殊寝台付属品

① サイドレール    ② マットレス    ③ ベッド用手すり    ④ テーブル

⑤ スライディングボード・スライディングマット

5. 床ずれ防止用具

6. 体位変換器

7. 手すり（取付けに際し工事を伴わないもの）

8. スロープ（取付けに際し工事を伴わないもの）

9. 歩行器

10. 歩行補助つえ

11. 認知症老人徘徊感知機器

12. 移動用リフト ① 床走行式 ② 固定式 ③ 据置式